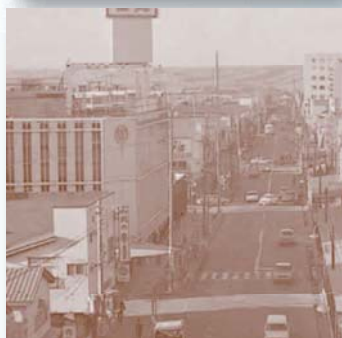


苫小牧市

都市計画 マスタープラン



産業と環境が調和した生活の魅力と
活力に満ちた持続的都市をめざして



ご あ い さ つ

苫小牧市の開発の歴史は、広大な勇払原野に八王子千人同心が開拓のくわを入れたときに始まります。

その後、明治末期の製紙工場の立地を契機に工業都市として歩みはじめました。

以来、たゆみない努力と、英知の結集による、わが国初の大規模掘り込み人造港の開港がなされ、近年、北海道の港湾取扱貨物の5割近くを扱う港として成長し、北海道経済の発展に大きな役割を果たしてまいりました。

しかしながら、世界規模の環境問題、経済の低迷、自然災害の発生など、社会経済情勢が激しく変動する状況において、本市においても、本格的に少子高齢化が進行する時代を迎えております。

まちの活力を維持し、住みやすい快適なまちづくりを進めていくためには、港湾と空港というダブルポートの利点や豊かな自然環境を活用しながら、総合的で計画的なまちづくりの取り組みが必要です。

これからのまちづくりは、市民の皆さんの理解と参加のもとに望ましい都市像を明らかにし、都市計画に係る各種の施策を総合的・体系的に展開し、市民・企業・行政がそれぞれを理解し協働していくことが不可欠です。

苫小牧市都市計画マスタープランは、平成16年9月に策定され、その後、社会経済情勢の変化など、近年の状況を踏まえて、平成20年2月に「苫小牧市総合計画（第5次基本計画）」、平成22年11月に「苫小牧圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の上位計画が策定され、これらとの整合・反映を行い、本市の基本構想である「人間環境都市」の創造をめざして、その実現に向けて見直しました。

この都市計画マスタープランを基本として、苫小牧市らしい個性豊かな魅力あるまちづくりを進めることが責務であると考えています。

平成23年12月

苫小牧市長 岩 倉 博 文

目 次

序論 都市計画マスタープランの基本的な考え方	1
1. 都市計画マスタープランの策定に向けて	2
2. 都市計画マスタープラン策定の目的	4
第1章 苫小牧市の現況と課題	7
第2章 まちづくりの目標	15
1. 都市の将来像（将来都市像）	16
2. まちづくりの目標	17
3. 将来の都市構造	20
第3章 まちづくりの基本方針	25
1. 土地利用の方針	26
2. 交通体系の整備方針	31
3. 水と緑の形成方針	37
4. その他の都市施設の整備方針	43
5. 都市防災の方針	45
第4章 まちづくりの重点テーマ	47
1. 苫小牧市の顔（都心部）づくり	48
2. 地域の魅力づくり	54
3. 冬も快適に暮らせるまちづくり	57
第5章 地域別構想	59
1. 地域別構想策定の主旨	60
2. 地域別構想	62
第6章 実現化の方策	99
1. まちづくりの仕組み・体制	100
2. 段階的なまちづくりの実践	102
3. 実現化の方策	103

市の木 ななかまど

序論 都市計画マスタープランの基本的な考え方

1. 都市計画マスタープランの策定に向けて
2. 都市計画マスタープランの策定の目的

都市計画マスタープラン策定の必要性と効果、策定の目的と対象区域、計画期間、全体の構成などを示しています。

都市計画マスタープランの基本的な考え方

1. 都市計画マスタープランの策定に向けて

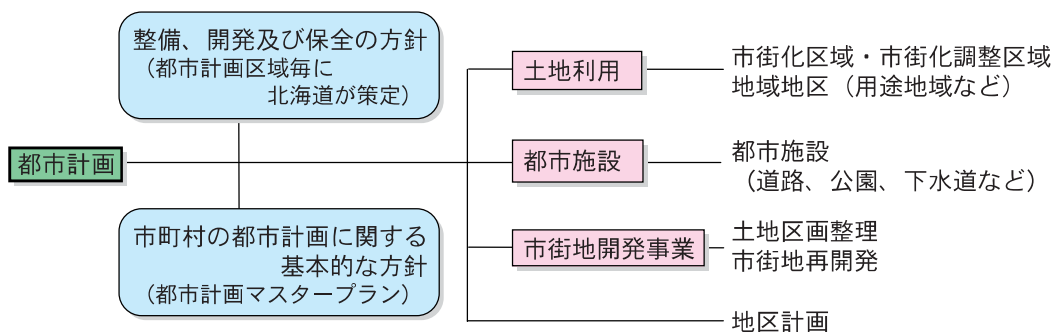
(1) 都市計画マスタープラン策定の必要性

① 都市及び都市計画とは

都市は、多くの人が住み、働き、憩うところです。都市には、そこに住み、活動する人々の意向が反映され、安全で快適で機能的であることが求められます。

都市計画は、上記のような都市づくりを計画的に誘導し、人々の健康で文化的な生活と機能的な活動を確保するために、土地の合理的な利用や都市の根幹となる施設、秩序ある市街地づくりを総合的に計画し効果的に実現するための制度です。

その内容は、市街化区域[※]及び市街化調整区域[※]、用途地域[※]などを定める「土地利用」、道路、公園、下水道など「都市施設」の整備、土地地区画整理事業[※]、市街地再開発事業[※]などの「市街地開発事業」、地区計画[※]など地区の特性を活かした良好な市街地環境の整備に関するもの等から成り立っています。



都市計画の体系

※市街化区域・市街化調整区域

市街化区域とは、都市計画区域内で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域です。

※用途地域（建ぺい率・容積率）

都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途・容積率・建ぺい率及び各種の高さについて制限を行う制度。おもに、住居系・商業系・工業系に分かれ、12種類の用途地域が設定されています。

建ぺい率とは、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合です。

容積率とは、建築物の延床面積の敷地面積に対する割合です。

※土地地区画整理事業

土地所有者等から土地の一部を提供してもらい、それを道路や公園等の新たな公共施設として活用し、整然とした市街地を整備する事業です。

※市街地再開発事業

既成市街地を計画的に再開発し、土地の高度利用と都市機能の更新を図る事業です。

※地区計画

一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実状にあった施設の配置や建築物、土地利用等の制限などきめ細かいルールを定めるものです。

② 都市計画マスタープランの必要性

今日、都市をめぐる状況は、市街地の拡大が進む「都市化社会」から、安定・成熟した都市環境を形成する「都市型社会」の時代を迎えつつあります。

また少子高齢化、情報化の進展、環境意識の高まりなどを受けて、住民の都市づくりに対するニーズも多様化してきています。

さらに、地方分権の大きな流れの中で、市町村と住民が一体となって「自らの意思で自らのまちづくりを進める」ことがより一層求められています。

そのため、市町村ごとに将来のあるべき姿をより具体的に示し、住民の理解と参加のもとに都市計画を進めるための方針を明らかにしたマスタープランの策定が必要となっています。

③ 都市計画法による責務

以上のような流れを受けて、平成4年の都市計画法の改正により「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下「都市計画マスタープランという」）が創設され、苫小牧市を含む都市計画区域を有する市町村では、その策定が責務となりました。

また、平成12年に再度都市計画法の改正が行われ、従来はいわゆる線引都市と称される大規模な都市地域に限って策定が義務化されていた「整備、開発及び保全の方針」（以下「整・開・保」という）を、全ての都市計画区域において定めることが法制化され、「整・開・保」を定める前提としても、都市計画マスタープランの策定が必要になっています。

（２）都市計画マスタープラン策定の効果

① 実効ある都市計画の方針の策定

都市計画マスタープランの策定にあたって、自分たちのまちはどういう状況にあり、何を解決すべきか、何を目指すべきかを議論して課題やテーマを絞り込むことによって、効果的で実効ある都市計画の方針を定めます。

② 身近な生活環境の整備促進

都市計画マスタープランのなかで、住民にとって身近な、地域ごとの将来像や整備方針（地域別構想）を定めることによって、地域住民が具体的にイメージできる日常生活空間について、きめ細かなニーズにもとづく地域からのまちづくりの推進が図られます。

③ 住民がまちづくりに実践的に参加できる契機

都市計画マスタープランの策定を通して、まちづくりの目標、基本方針などの将来方向を住民と行政が共有化することで、住民にとってもより実践的にまちづくり活動が行えるとともに、自ら責任を持ってまちづくりに参加できる機会や可能性の拡大が図られます。

2. 都市計画マスタープラン策定の目的

(1) 策定の目的

ゆとりと豊かさを実感できる個性的で活力あるまちづくりの実現に向けて、苫小牧市の現況と課題、住民のニーズを的確にとらえ、将来の都市像を明らかにするとともに、その実現に向けた都市計画の目標と方針を分かりやすく示すことを目的とします。

(2) 対象区域と計画期間

① 対象区域

対象区域は、苫小牧市の都市計画区域（約 38,799 h a）で、市域面積（56,161ha）の約7割となります。

② 計画期間・将来人口

都市計画マスタープランは、おおむね20年後を見据えた長期的な取り組みとし、平成15年度（2003年度）から平成34年度（2022年度）までを計画期間とします。

将来人口は、総合計画で想定されている将来人口を基本とします。

③ 改定時期

「まちづくりの理念・目標」などは、都市計画マスタープランの根幹をなすものであり、長期的かつ継続的な取り組みの柱とします。

ただし、総合計画の改定時期や、社会経済情勢の変化、まちづくりの進捗状況などに応じて「まちづくりの基本方針」は適宜柔軟に見直すこととします。

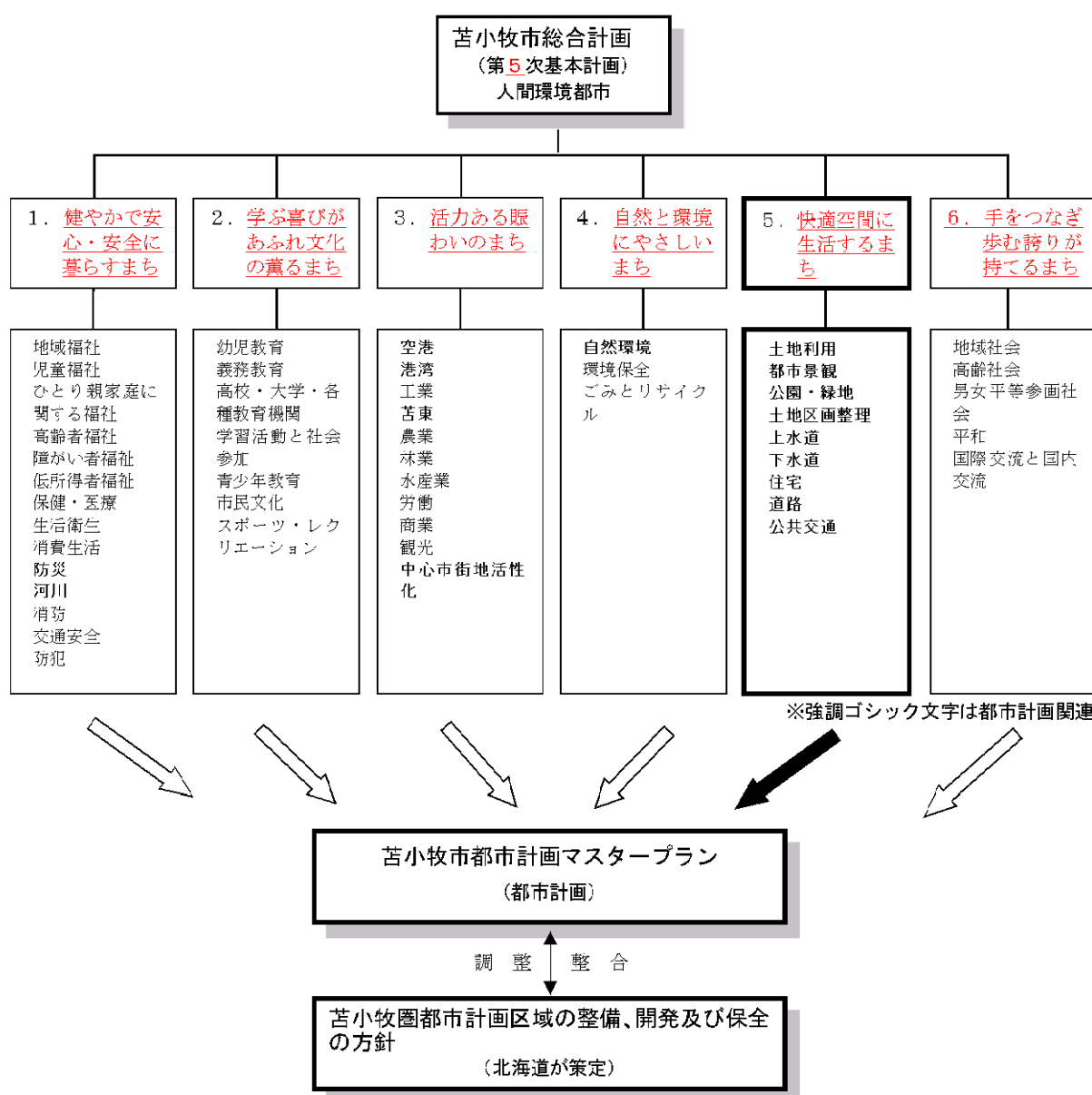


苫小牧市内全景

(3) 位置づけ

都市計画マスタープランは、「苫小牧市総合計画（基本構想、基本計画）」に即し、その内容を踏まえて都市計画分野の行政運営の示すものとして位置づけ、総合計画に示されているまちづくりの目標「健やかで安心・安全に暮らすまち」、「学ぶ喜びがあふれ文化の薫るまち」、「活力ある賑わいのまち」、「自然と環境にやさしいまち」、「快適空間に生活するまち」、「手をつなぎ歩む誇りが持てるまち」の部間別計画と充分連携を図ったものとします。

また、北海道が定める「苫小牧圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と相互に調整されたものとして整合を図ります。



都市計画マスタープランの位置づけ

(4) 都市計画マスタープランの構成

序論では、都市計画マスタープラン策定の必要性と効果、策定の目的と対象区域、計画期間、全体の構成などを示しています。

第1章では、都市計画マスタープランの策定の前提となる苫小牧市の現況とそれらを踏まえたまちづくりの課題を示しています。

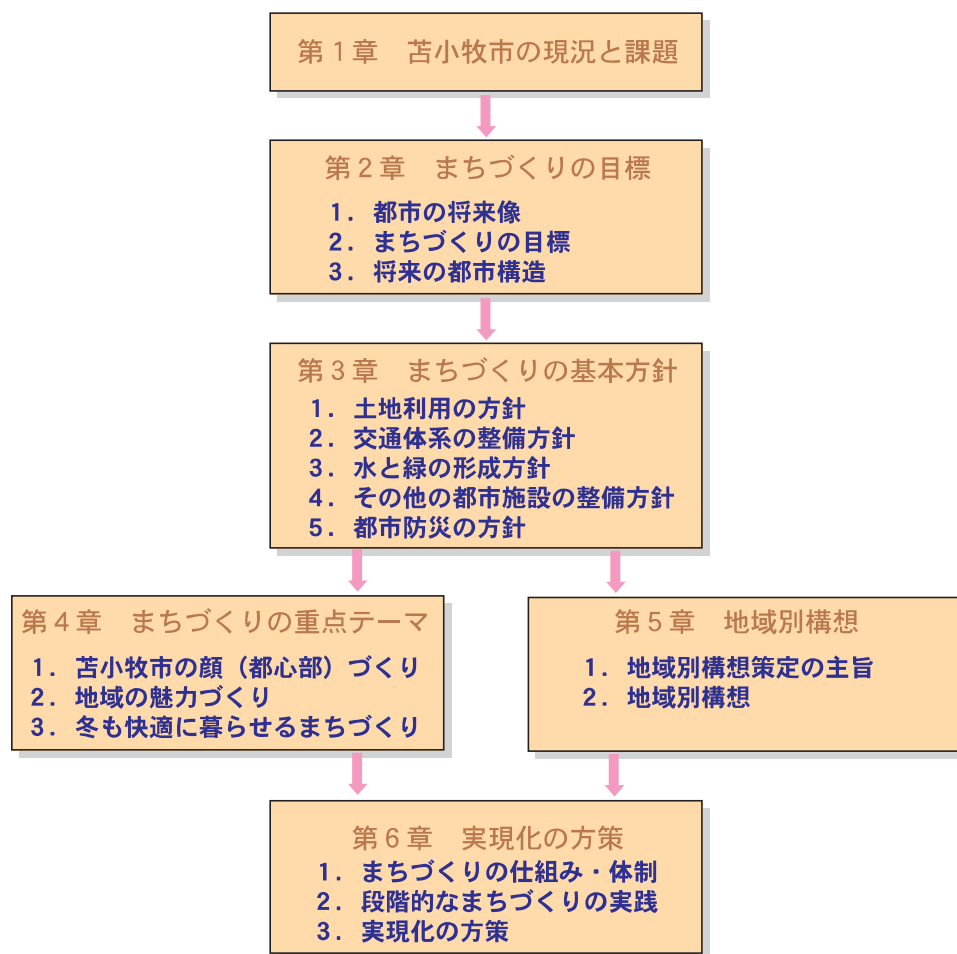
第2章では、苫小牧市の都市計画の根幹となる都市の将来像とまちづくりの目標、及び将来の都市構造を示しています。

第3章では、土地利用、交通体系、水と緑、その他の都市施設、都市防災など都市計画の各分野の基本方針を示しています。

第4章では、基本方針を受けて、苫小牧市として重点的・横断的に取り組むテーマを設定し、それぞれの基本的な考え方と展開方向を示しています。

第5章では、苫小牧市の市街地を生活圏などから6つの地域に区分し、都市計画の各分野ごとの基本方針を受けながら、地域の個性を活かした地域の将来像と整備方針を示しています。

第6章では、都市計画マスタープランの実現化に向けた仕組み・体制や取り組みの方針などを示しています。



都市計画マスタープランの構成

市の草の花 はなしょうぶ

第1章

苫小牧市の現況と課題

都市計画マスタープランの策定の前提となる
苫小牧市の現況とそれらを踏まえたまちづく
りの課題を示します。

都市計画マスタープランの策定の前提となる苦小牧市の現況と課題を、地域特性、上位計画・関連計画、アンケート調査、各種懇談会での市民の意見などをもとに、以下の視点で整理しました。（詳細は資料編を参照）

(1) 苦小牧市の魅力を高める都心部の形成について

苦小牧市は東胆振地域の中心的な都市であり、商業・業務など各種の都市機能の都心部への集積が期待されています。しかし、都心部では、駐車場が少ないなど、自動車利用時の不便さ、郊外部への人口流出や商業機能の立地、さらには全国的な景気の低迷と消費行動の多様化などにより、空き地や空き店舗などの増加がみられ、中心市街地としての魅力と活力の低下が懸念されています。

一方で、都心部はこれまでの商業・業務地としての機能に加えて、居住及び交流などの機能や施設を充実・強化することによって、新たな役割を担う都心として再構築し、都市の歴史・文化の継承、発展に向けた個性と魅力ある空間を形成していくことが重要です。

そのため、これまでの商業・業務、サービス機能の充実に加え、さまざまな情報の受発信を行う情報・交流センター的な機能や、新たな産業や市民活動の芽を育てるインキュベーター機能※などの充実を図ることが必要です。

また、高齢者や若年者など多様な世代の住まい方（高齢者向け住宅、単身者向け住宅など様々な形態の住宅）に対応し、都心居住の促進を図るとともに、市民が憩える場の設置、歩いて楽しめる歩行空間の整備など、魅力ある空間整備やまち並みづくり、文化芸術機能の充実を進めることにより、都心部の利便性と魅力の向上を図ることが求められています。

(2) 東西に長く、機能分化した都市構造について

苦小牧市は、南北を山と海に挟まれるなど地理的な制約もあって東西方向に長く市街地が形成されており、東部は港湾とその背後地の工業地域、西部は計画的に整備された住宅地域として機能が空間的に区分された都市構造となっています。

そのため、職住分離によって快適な住環境が維持される一方で、日常の通勤や通学、買物などで、東西方向に長い移動が必要になるとともに、都心部や工業地域との距離の違いによって、住宅地域の生活利便性に差異が生じています。

今後は、働く場所と居住する場所が近接するような複合的な土地利用の設定について検討を図るとともに、東部、西部それぞれの地域ごとに生活利便性を支える拠点の形成を図ることで、日常の生活活動がより身近な地域で可能となる市街地を形成していくことが求められています。

※インキュベーター機能

研究開発型の企業を育て、その自立化を支援する機能です。内容としては、安い賃貸料で入居できる事業用の部屋、会議室、コンピュータ、事務機器の貸与や財務・会計、法律等に関するサービスの提供等があります。

(3) 機能に応じた交通体系の整備について

苫小牧市は北海道の空の玄関口である新千歳空港、海の玄関口である苫小牧港を擁し、北海道縦貫自動車道・日高自動車道、国道36号などの広域幹線道路により、人流・物流の結節点となっています。

一方で、東西方向に長く、機能分化した都市構造となっているため、限定された東西方向の幹線道路に広域的な通過交通に加え、日常の通勤交通や買物などの生活交通などの交通流が集中することで、交通利便性の低下を招いています。

そのため、苫小牧市の有している人流・物流の結節点機能をより高め、広域的な通過交通を市街地内から排除するとともに、地震や火山噴火など緊急時の避難ルートの複数確保による安全性の向上のために、東西方向の幹線道路の強化を進めることが求められています。



苦小牧市の位置

(4) 産業育成を支える工業地域の形成について

苫小牧市は人流・物流の結節点として、各種産業（製紙業、石油精製業、自動車産業、物流機能など）が集積する北海道内有数の工業都市となっています。近年では環境関連産業※など新しい産業立地の芽が見られる一方で、苫小牧東部地域には広大な工業用地が残されています。

苫小牧市の自立的な発展のためには、より一層の産業立地を促す交通網の整備（ＪＲ新千歳空港線の延伸、空港と港湾及び市街地を直結するインターチェンジや道路の設置など）を進めることや、環境関連産業やＩＴ産業、バイオ産業など21世紀型の産業立地の促進に向けて、都心部との機能分担により、インキュベーター機能や情報交流機能などを充実させていくことが必要です。

また、立地する産業の性格によって、工業専用地域として土地利用の純化を図る地域と、職住近接型の複合的な土地利用を図る地域を形成し、周辺環境と調和した生活利便性の高い工業地域とすることが求められています。

(5) 歩いて暮らせるコンパクトな地域の形成について

苫小牧市は、土地区画整理事業などによって計画的に整備された東西に長い住宅市街地が形成されており、良好な都市基盤が整った閑静な住宅地が広がっています。一方で、計画的に整備された同質の市街地が続くため、地域ごとの個性がわかりにくいという、住宅地域の間で生活利便性に差異が生じています。

また、少子高齢化の進展に伴う自家用車を利用しない高齢者などの増加や、環境に対する意識の向上による自家用車利用の抑制などに対応した歩いて暮らせるコンパクトな地域づくりが重要です。

そのため、計画的に整備された既存ストックを活かしながら、ＪＲ駅の周辺や主要道路沿いの商業集積地などを中心に、商業、行政、医療、福祉、教育、娯楽などの多様な都市機能が集積した複合的な土地利用による地域の生活利便性の核づくりを進めることが必要です。

また、これらの日常の生活活動が比較的狭い、より身近なところで可能となる市街地の形成によって、自動車に過度に依存することのない、高齢者・障がい者や子どもにもやさしい歩いて暮らせる地域を形成していくことが求められています。

また、歩いて暮らせる地域の形成にあたっては、平坦なまちとしての特性を活かした自転車利用の促進や、安全・安心な歩行空間づくりとバリアフリー※化を進めることも必要です。

※環境関連産業

環境関連産業としては、リサイクルに加え、パソコンや家電の再使用（リユース）や、車部品の分解再生加工（リビルド）など多様な産業形態が想定されます。

※バリアフリー

高齢者や障害を持つ人の生活や行動に不便な障害物を取り除くことです。段差の解消等があります。

(6) 豊かな自然を活かした市街地環境の向上について

苫小牧市は、樽前山とその山麓の豊かな森林、及び森林を源とする河川、33kmにも達する海岸線など、市街地に近接して豊かな自然環境があるという特性があります。

また、これらの自然を背景に、おいしい水やホッキ貝を始めとする水産資源などの自然の恵みを受けているとともに、道内及び道外からも多くの人々や研究者が訪れるウトナイ湖バードサンクチュアリ（ラムサール条約登録湿地）や北大苫小牧研究林、錦大沼公園など自然とのふれあいの場も多数あります。

一方で、これらの自然とのふれあいの場は市街地から遠く交通手段も限られるため、市民にあまり利用されていないということや、市街地に近接し、市民にとって身近な存在であるはずの河川、海岸などの水辺が、市街地にうるおいをもたらす空間として充分には活かされていないなどの課題があります。

そのため、市街地を流れる河川空間を活かして、森林、河川、海岸などの自然と市街地とを結ぶ水と緑の軸の形成を図るなど、苫小牧市の豊かな自然を活かしながら、市街地環境の個性、魅力を高めていく必要があります。

(7) 緑豊かなまち並みの形成について

苫小牧市は、一人あたりの都市公園面積が 60.47 m²と全道平均 (26.7 m²)、全国平均 (9.7 m²) を大きく上回っているほか、緑ヶ丘公園や市民文化公園等の緑を活かした豊かな公園が整備されています。また、双葉三条通沿いの木もれびの道など、緑豊かな歩行者専用道路が整備されるとともに、町内会単位での花づくり活動の展開など緑を育てる気運も芽生えてきています。

そのため、既存の公園・緑地を活かした緑豊かなまち並みの形成に向けて、中心市街地や国道沿い、工業地域など緑の不足している箇所や都市形成上重要な地区の緑化を重点的に進めるとともに、憩いやふれあいの場となる緑の拠点を適宜配置すること、それらの緑と周辺部の森林や河川、海岸をつないでいくことで緑の質の向上を図ることなどが求められています。

さらに、街区公園※など身近な公園の再整備にあわせて、市民の意見を聞きながら子どもの遊び場や高齢者の憩いの場となるような交流空間を確保することなども必要です。

(8) 市街化の抑制と既存集落の生活環境の向上

苫小牧市は、計画的な市街地形成を図る市街化区域と、農林業との調和を図りながら無秩序な市街化を抑制するための市街化調整区域を定めています。市街化調整区域には、植苗・美沢、樽前などの既存集落が形成され農業地域が広がっています。

これら農業地域は、市街地の拡大を抑制し、市街化区域との境界を明確に保つことで、農地の保全・育成を図ることが重要です。

また、自然地や農地などの資源を活かし、市街地との交流を推進することによって、都市近郊型農業の振興とともに、既存集落の生活環境の向上を図ることが求められています。

※街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250m、面積0.25haを標準とする市民にもっとも身近な公園です。

(9) 市民が考えている課題について

平成13年9月に2,000人の市民を対象に行った「市民アンケート調査」、平成13年度から14年度にかけて5回にわたって行われた「まちづくり懇談会」などでの市民意見からの課題を以下に整理します。

市民からは、樽前山と豊かな森林、そこから流れ出るおいしい水など自然環境に恵まれ、計画的に整備された閑静な住宅地が広がるなど苫小牧市には多くの優れた資源があることが指摘されています。そして、これらの資源を活かしながら、より生活の利便性を高め、高齢者を含めた多くの市民が安心して暮らせるまちづくりを進めることが求められています。

そのために、地域ごとに生活利便性など暮らしやすさに偏りがあるという指摘に対応して、身近に生活利便施設などが整った歩いて暮らせるまちづくりを進める必要があります。

また、まちづくりを他人事として、行政や企業に対して一方的に多くのものを求めるのではなく、市民が自らできることを探しながら、まちづくりに積極的に参加していくという姿勢が必要であると指摘されています。

市民から寄せられた問題課題の主な意見例

●土地利用等について

- ・拡大しすぎた市街地をコンパクトに
- ・中心街の利便性を活かし、高齢者に対応した住居整備を。定住者が増えれば街も活性化するのは
- ・商店街を充実させて、札幌圏に出かける若者も楽しめる「まちの顔づくり」を
- ・漁港区周辺には卸売りセンターや漁業者の食堂などがある。市民に魚介を提供する拠点に育ってほしい
- ・殺伐として暗い工業地の風景を、緑を増やしたり、自然を活かして、“えっ！ここが工業地？”というような地域に

●交通体系等について

- ・中央インターチェンジがあれば交通もスムーズ
- ・わくわくするような散歩道の整備を
- ・子ども、高齢者、障害のある人でも安心して出かけられる道路に
- ・朝のバイパスはかなり混雑している。もっとバスを頻繁に運行して

●水と緑等について

- ・苫小牧の豊かな緑や美しい海を再認識し、アピールできる場所づくりが重要
- ・緑と親しむことは守ることにつながる、緑を楽しむことは育てることにつながる
- ・苫小牧川のほとりに桜を植えて、花の咲く街にしたい
- ・苫小牧の水はおいしい、もっとPRしてもよいのでは

●その他

- ・火山がある街に住んでいることを自覚し、火山をよく知ること

現況と課題のとりまとめ

● 苫小牧市の魅力を高める都心部の形成について

- 都心部の魅力と活力が低下している
- 都心の再構築による、都市の歴史・文化の継承、個性と魅力ある空間の形成が必要
- 市民活動や産業活動の芽を育てる都心が必要
- 都心居住の推進と、魅力ある空間整備、文化芸術機能の充実による都心の利便性と魅力の向上が必要

● 東西に長く、機能分化した都市構造について

- 工業地域と住宅地域に機能分化された市街地
- 東西方向の長い移動と、地域ごとの生活利便性の差異
- 働く場所と居住する場所の近接性が必要
- 日常の生活活動がより身近な地域で可能となる市街地の形成が必要

● 機能に応じた交通体系の整備について

- 人流・物流の結節点
- 限定された東西方向の幹線道路に交通流が集中し、交通利便性が低下
- 広域的な通過交通の市街地からの排除が必要
- 人流・物流の結節点機能をより高めることが必要
- 防災面からの複数の避難ルートの確保が必要

● 産業育成を支える工業地域の形成について

- 各種産業が集積する北海道内有数の工業都市
- 環境関連産業など新しい産業立地の芽
- 産業立地を促す交通網の整備が必要
- 新たな産業立地を支えるインキュベーター機能、情報交流機能が必要
- 土地利用の純化を図る工業専用地域、職住近接型の複合的な土地利用を図る地域が必要

● 歩いて暮らせるコンパクトな地域の形成について

- 計画的に整備された良好な住宅市街地の形成
- 同質的な市街地が続き、地域ごとの個性が見えにくい
- 多様な都市機能が集積した生活利便性の核づくりが必要。
- 自動車に過度に依存しない、歩いて暮らせる地域の形成が必要
- 平坦なまち、雪の少ないまちとして自転車利用の促進が必要

● 豊かな自然を活かした市街地環境の向上について

- 豊かな自然環境が市街地と近接している
- 河川、海岸などの水辺が市街地にうるおいをもたらす空間として充分には活かされていない
- 河川を活かした水と緑の軸を形成し、市街地環境の魅力を高めることが必要

● 緑豊かなまち並みの形成について

- 平均を大きく上回る一人あたり公園面積
- 市民の花づくり活動などの展開
- 地区を絞った重点的な緑化推進が必要
- 森林、河川、公園・緑地などの空間をつなげることが必要
- 市民意見を反映した身近な街区公園などの再整備が必要

● 既存集落の生活環境の向上について

- 市街化調整区域に、植苗・美沢、樽前などの既存集落が形成
- 市街化区域の拡大抑制による、農地の保全・育成が必要
- 市街地との交流推進による都市近郊型農業の振興、既存集落の生活環境の向上が必要

● 市民が考えている課題について

- 苫小牧市の豊かな資源を活かした、安心して暮らせるまちづくりが必要
- 身近に生活利便施設などが整った、歩いて暮らせるまちづくりが必要
- 市民と行政、企業の協力によるまちづくりが必要



市民文化公園

第2章

まちづくりの目標

1. 都市の将来像(将来都市像)
2. まちづくりの目標
3. 将来の都市構造

苫小牧市の都市計画の根幹となる都市の将来像とまちづくりの目標、及び将来の都市構造を示します。

1. 都市の将来像（将来都市像）

苫小牧市は、昭和63年「苫小牧市総合計画（基本構想・第3次基本計画）」を策定し、理想の都市像である「人間環境都市」の実現をめざしてまちづくりを展開してきました。

「人間環境都市」の理念は、人間主体のまちであり、豊かな自然と調和した文化の薫り高く潤いのある快適な環境の中で、すべての市民が持てる能力を発揮しながら、共に生き生きと暮らし、未来に向かってたくましく歩むまちであるとしています。

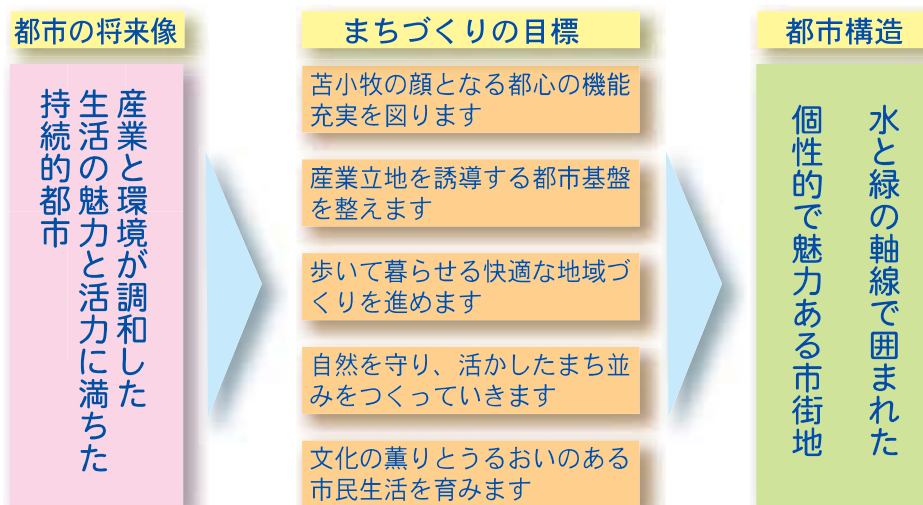
都市計画マスタープランは、苫小牧市の現況とそれらを踏まえたまちづくりの課題を受けるとともに、総合計画の「人間環境都市」の理念にもとづいて、都市の将来像（将来都市像）を以下のように定めるものとします。

都市の将来像：産業と環境が調和した 生活の魅力と活力に満ちた持続的都市

苫小牧市は、都市の魅力と競争力の向上に向けて、まちの顔となる都心部の機能充実を進めるとともに、地域ごとに生活拠点を形成することによって、誰もが都市的サービスを容易に受けることができる、生活の魅力と活力に満ちた都市を目指します。

人流・物流の結節点にある北海道内有数の工業都市として、市街地に近接した豊かな自然環境との調和を図りながら、既存産業の育成及び環境関連産業、IT産業、バイオ産業など21世紀型の産業立地の促進に向けた都市基盤の整備を目指します。

環境と調和した産業立地によって持続的に発展し、市民が都市の歴史や文化を大切にしながら豊かに暮らす、生活の魅力と活力に満ちたまちを次世代に継承する持続的な都市づくりを目指します。



都市の将来像とまちづくりの目標の体系

2. まちづくりの目標

都市の将来像（将来都市像）の実現に向けたまちづくりの目標として、都心の機能充実によってまちの中心を明確にするとともに、各地域ごとに日常の生活活動がより身近な地域で可能となる生活利便性を支える拠点を形成し、それぞれを結びつけていくことで、均質的な市街地が東西に長く形成されているという現状の都市構造を改善し、個性と魅力ある市街地形成を図ることを目指します。

（１）苫小牧市の顔となる都心の機能充実を図ります

- 高次な都市機能の集積
- にぎわいと交流のあるまち並みの形成
- 都心居住の推進

苫小牧市の都心部は、東胆振圏の中心、まちの顔としての機能集積が求められています。

そのため、既存の産業集積を土台とした新たな産業への展開を育むインキュベーター機能、情報・交流センター機能や、商業・業務、大規模集客施設の立地促進などさまざまな都市機能の集積を図ることで、苫小牧市の個性や歴史性を感じることもできるにぎわいのある空間の形成を目指します。

また、広域的な都市間の交流や市民の交流活動を支えるとともに、都心居住を推進し、夜間人口、商圏人口を確保することによって、にぎわいと活力ある都心の再生、再構築を図ります。

17

（２）産業立地を誘導する都市基盤を整えます

- 定時性の確保と高速交通網とのアクセス性の向上
- 工業都市のイメージの向上

苫小牧市は北海道内有数の工業都市として、産業立地を誘導する都市基盤を整えることが求められています。

そのため、産業集積によって発生する通過交通、通勤・買い物などの都市内の交通流動を適切に処理するとともに、定時性の確保、高速交通網とのアクセス性など交通機能の向上を図り、新たな産業立地の促進と生活利便性の向上に努めます。

また、生産性や就労環境の向上に資する工場、事業所等の敷地の緑化や良好な建物景観の形成などを進め、工業都市苫小牧市の都市・地域イメージの向上を図ります。

（３）歩いて暮らせる快適な地域づくりを進めます

- 地域ごとの公共的なサービスの充実
- 歩行の安全性・快適性の確保
- 公共交通の充実

苫小牧市では、日常の生活活動が徒歩や自転車を中心としたより身近なところで可能となる、高齢者・障がい者や子どもにもやさしい市街地の形成が求められています。

そのために、日常生活の中心となる場所から徒歩圏内に、日常的な買物や医療・福祉サービスなどの基礎的なサービス機能を複合的に立地させるよう努め、自動車を利用しなくても生活の利便性を確保できるまちづくり、地域づくりを進めます。

また、夏・冬を通して高齢者・障がい者などの交通弱者の方々も安全かつ安心して移動できる快適な歩行空間、自転車道の確保に努めます。

さらに、ＪＲやバスなど公共交通の利便性の向上、移送サービスの充実などを図ることによって、過度に車に依存しない歩いて暮らせる快適な地域づくりを進めます。

（４）自然を守り、活かしたまち並みをつくっていきます

- 豊かな森林と河川、海岸の保全と活用
- 緑を市街地にとりこむ
- 緑とともに育てる気運の育成

苫小牧市の豊かな森林、河川、海岸などの自然環境を保全するとともに、市民が自然と触れ合うことによって、自然を守る意識を高め、まちへの愛着と誇りを感じることができるよう空間の形成が求められています。

そのため、市街地内を流れる河川空間等を利用して、水と緑の潤いの場を市街地内に確保していくことで、自然を活かした緑あふれる空間の形成を図ります。

また、身近な公園の再整備などにあわせて、地域住民の協力のもとに緑化を進める機会を創出し、市民の緑を育てる気運を高めます。



ふるさと海岸

(5) 文化の薫りと潤いのある市民生活を育みます

○文化芸術性に配慮したまちづくりの推進

○市民の社会参加を支える福祉のまちづくりの推進



博 物 館

苫小牧市では都市の魅力を高めるために、まちの歴史や文化を活かした都市空間の形成と市民の社会参加を促進する環境づくりが求められています。

そのため、「苫小牧市民文化芸術振興条例[※]」の精神を受けながら、文化芸術にかかる環境の整備及び充実、風格のあるまち並み景観づくりなどの文化芸術性に配慮したまちづくりの推進、さらには、地域の歴史的・文化的な資産の保存及び活用に向けた都市空間の整備などを進めます。

また、「苫小牧市福祉のまちづくり条例[※]」を踏まえ、高齢者・障がい者等に配慮したバリアフリーのまちづくりなど、すべての市民が安心して快適な日常生活を営み、文化芸術をはじめとしてさまざまな分野の活動に参加することができる環境づくりを進めます。



カルチャーストリート

※苫小牧市民文化芸術振興条例

文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進し、文化の薫り高く潤いのある市民生活の形成を目的とする条例。平成13年公布。

※苫小牧市福祉のまちづくり条例

福祉のまちづくりに関し、市、事業者、及び市民の責務を明らかにすることにより、福祉のまちづくりを推進し、市民の福祉の増進に資することを目的とする条例。平成14年公布。

3. 将来の都市構造

(1) 都市構造の基本的な考え方

① 現状の都市構造

東西方向に長く伸びた、均質性の高い市街地

苫小牧市は地形的な制約条件もあり、東西方向に細長く市街地が形成され、土地区画整理事業等による計画的な市街地整備が進められてきました。

この結果、用途の混在が避けられ、良好な住環境や基盤整備が進みましたが、自動車を中心とした通勤・買い物などの都市内交通、他都市から中心市街地、工業地域に向かう都市間交通、広域的な通過交通など、すべての交通流動が東西方向に集中し、生活交通、物流交通が錯綜するなど産業や生活に影響がでる構造となっています。

また、市街地が計画的、かつ連担した整備により、道路、公園等の都市基盤は整っているものの、地域ごとの個性、特徴が解り難い状況になっています。

これら現状の都市構造を改善し、個性的で魅力ある市街地形成のために、将来の都市構造を以下のように設定します。



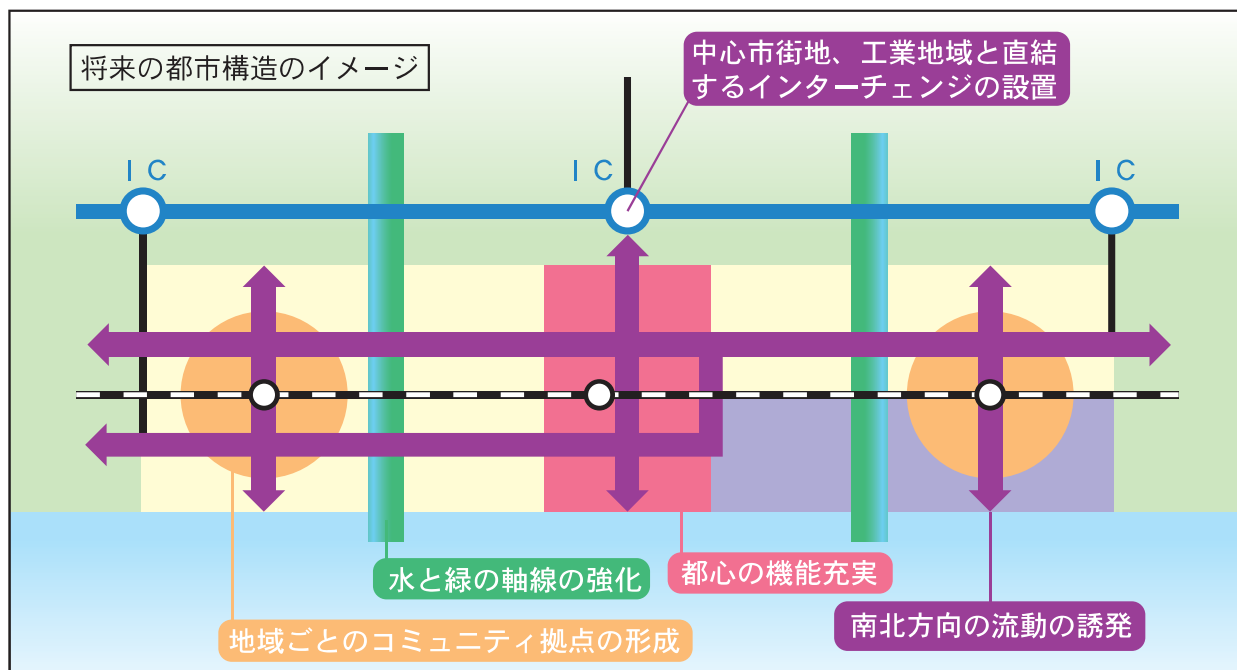
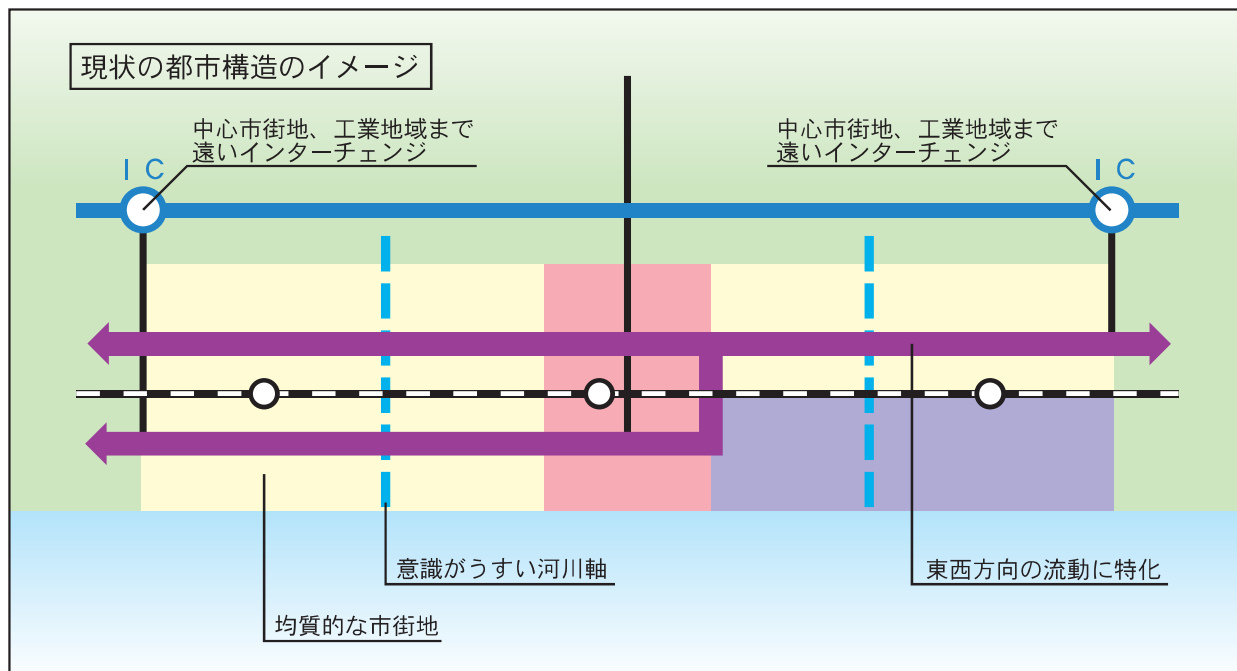
② 将来の都市構造

水と緑の軸線で囲まれた、個性的で魅力ある市街地

将来の都市構造は、河川を中心に森林～市街地～海岸を結ぶ水と緑の軸線を意識しながら、東西方向に長い市街地を区分し、地域ごとの個性と魅力ある市街地の形成を進めるものとします。

そのために、苫小牧市の顔となる都心の機能充実を進めるとともに、JR駅の周辺や主要道路沿道の商業集積地など既存の集積を活用しつつ、医療・福祉、買物などの日常的な公共公益サービス機能を充実させることによって、コミュニティの拠点となる場を徐々に形成し、地域内の南北方向の流動を創出するものとします。

また、高速道路網と中心市街地、工業地域を直結するインターチェンジの設置、東西方向の交通軸の充実などを進めることによって、都市内交通、都市間交通、広域的な通過交通などをバランスよく処理できる都市構造を目指します。



苦小牧市の都市構造の概念イメージ

(2) 都市構造の形成方針

苫小牧市の都市構造を構成する主要な要素である、「土地利用」「拠点の形成」「交通の骨格」「緑の骨格」について、都市構造の形成方針を示します。

① 土地利用：市街化区域内の都市的土地利用の促進

現行の市街化区域内を基本に都市的な土地利用を促進し、市街化調整区域や都市計画区域外の豊かな森林と農地を維持・保全することで、自然と調和した土地利用を図ります。

ウトナイ湖周辺、北大苫小牧研究林、錦大沼公園などは、自然を活かした交流拠点の形成を図ります。

苫小牧東部地域については、関連計画に基づいた地域開発の進捗状況に応じた土地利用を図っていくものとします。

② 拠点の形成：コンパクトで地域の個性と魅力を高める拠点の形成

苫小牧駅周辺から市役所に至る一体を、苫小牧市の顔となる場にふさわしい高次な都市機能の集積拠点とします。

また、水と緑の軸で囲まれた地域ごとに、JR駅の周辺や主要道路沿道の商業集積地などを中心にコミュニティ拠点の形成を図り、**拠点への効率的で秩序ある土地利用を促進し、環境負荷の少ない将来にわたってコンパクトで持続可能なまちづくりを図るとともに、**都心とコミュニティ拠点とが相互に補完しあうことによって、地域の個性と魅力を高めていくよう努めます。

③ 交通の骨格：都市の利便性と機能性を向上させる交通軸の形成

高速道路網と産業集積地、市街地、空港・港湾などを結ぶインターチェンジとアクセスルートの**整備と促進**、国道・道道を中心にした骨格的な道路網の形成、JR新千歳空港線の延伸など都市の利便性と機能性を向上させる交通網の形成を図ります。

④ 緑の骨格：森林と海をつなぐ水と緑の軸の形成

個性が解り難い均質な住宅市街地を区分し、地域の魅力や個性を育むように、南北方向の軸線として、河川を利用した森林と海をつなぐ水と緑の軸の形成を図ります。

苫小牧市の将来都市構造図





第3章

まちづくりの基本方針

1. 土地利用の方針
2. 交通体系の整備方針
3. 水と緑の形成方針
4. その他の都市施設の整備方針
5. 都市防災の方針

土地利用、交通体系、水と緑、その他の都市施設、都市防災の方針など都市計画の各分野の基本方針を示します。

1. 土地利用の方針

市街化区域内の住居系、商業・業務系、工業系のバランスの取れた土地利用の方針と、市街化調整区域における田園地域の土地利用の方針を示します。

1-1 住居系の土地利用の方針

(1) 基本的な考え方

苫小牧市の人口は、少子高齢化の進行、新たな産業立地の減速などにより、今後は減少していくことが想定されます。一方で、世帯数は、増加傾向が継続することが予想され、新たな住宅地需要の発生も見込まれます。

新たな住宅地需要については、総合計画で想定されている将来人口や苫小牧東部の地域開発の進捗状況等を勘案しながら、市街化区域内の土地の有効利用と市街地開発事業等による整備を基本として対応していくものとします。

また、超高齢社会の進展に対応して、都心部の生活利便性を高めながら、都心型の高度住宅地の形成を促進するとともに、徒歩生活圏内に必要な生活関連サービス等の機能が整った利便性の高い住宅地の形成を目指します。

(2) 基本方針

① 良好な住環境の保全と形成

土地区画整理事業などにより計画的に整備された既存住宅地を中心に、良好な住環境の保全と形成を図ります。

良好な住環境の形成に向けては、住民の参加と協力を得ながら、街路樹の育成や住宅地の緑化、河川等の水辺空間の整備や維持管理を進め、緑豊かな潤いのある住環境・まち並みの形成を図ります。

② 都心型の高度住宅地の形成と利便性の高い住宅地の形成

超高齢社会の進展に対応して、都心部の生活利便性と安全性を高めながら、高齢者や子育て世帯など多様な需要層に対応した住宅市街地の形成を図ります。

また、事務所や店舗を併設した住宅や、高齢者・障がい者も住みよい住宅（ケアハウス※、コレクティブハウス※など）の供給を促進するとともに、老朽化が進む大規模団地の建替えに当たっては、一部まちなか移転建替等によって、都心部への居住人口の回帰を図ります。

また、周辺環境に配慮しながら、徒歩生活圏内に必要な生活関連サービス等の機能が整った利便性の高い住宅地の形成を目指します。

※ケアハウス

高齢者が訪問介護員（ホームヘルパー）の派遣等の在宅福祉サービスや車椅子等の福祉用具を利用しながら、自立した生活が確保できるように配慮した軽費老人ホームの一種です。

※コレクティブハウス

高齢者が食事などの提供を受けながら、共同で生活する住居形態のひとつで、高齢者下宿などとも称されます。

1-2 商業・業務系の土地利用の方針

(1) 基本的な考え方

新たな産業立地を支える都心部、及び東胆振地域の中心的な都市としての役割から、苫小牧駅周辺から市役所に至る一帯を中心に、まちの中心・まちの顔となる高次都市機能の集積する商業・業務地の形成を図ります。

東西に細長い均質的な市街地の利便性を確保するために、地域ごとに日常の生活圏を支える商業・サービス機能の充実・強化を図ります。

(2) 基本方針

① 都市構造とリンクした商業・業務地の適正配置

商業・業務地については、都心部の都市機能の集積拠点と地域ごとのコミュニティ拠点の形成にあわせた土地利用規制や誘導などにより適正配置を図ります。大規模集客施設については、これらの拠点への立地を基本とします。

② 中心商業・業務地の形成

苫小牧市の都心部は、環境関連産業、研究開発型の新産業などの立地・誘導を支えるために、新産業の育成を図るインキュベーター機能、情報・交流センター機能や、大規模集客施設などさまざまな高次都市機能の集積する商業・業務地区の形成を図ります。

また、後背地の森林や海岸・漁港などを活かし、個性と魅力あふれる苫小牧市の顔となる景観形成を図ります。

国道36号南側の市役所をはじめとする業務地区において、幹線道路などの通りに顔を向けた施設配置や緑化などに努め、市民に親しまれる緑の空間形成を図ります。

③ 沿道サービス型の商業・業務地の形成

苫小牧市は東西に細長く市街地が形成され、自動車による交通流が中心となっていることから、主要道路沿道の商業集積地など既存の集積を活用しつつ、医療・福祉などの公共公益サービス機能を充実させることによって、沿道サービス型の商業・業務地の形成を図ります。

また、背後の住宅専用地と主要道路間の緩衝帯として、緑化の促進や良好な景観の誘導に努めます。

④ 日常生活圏を支える商業地の形成

J R駅の周辺や主要道路沿いの商業集積地などを中心に、地域の中心性・利便性などを確保し、地域コミュニティ※の形成を支える商業・サービス機能の充実・強化を図ります。具体的には、身近な生活を支える高齢者サービス、子育て支援サービスなどの機能の導入や地域の会館や公園などを利用した交流拠点の形成などが想定されます。

※地域コミュニティ

コミュニティは、地縁、血縁、文化的背景、価値観などに基づく共同体のことを指します。そのうち、地縁的な要素の大きいものを地域コミュニティとします。

1-3 工業系の土地利用の方針

(1) 基本的な考え方

産業都市苫小牧として、既存の工業集積を活かしながら、環境関連産業など21世紀型の産業集積を図るとともに、緑を活かした潤いのある景観の育成を図ります。

(2) 基本方針

① 流通業務地の形成

周辺都市から苫小牧市への導入部分にあたる主要幹線道路沿いを中心に、卸売業、軽工業などの流通業務に係わる施設の立地誘導を図ります。あわせて、道路の緑化や立地施設における緑地帯の設定などにより緑に覆われた沿道景観の形成を図ります。

また、ウトナイ湖など周辺の貴重な自然環境に与える影響が少ない施設の立地を誘導します。

② 産業集積を図る工業専用地の形成

港湾の物流機能と一体となった既存の工業集積地においては、時代の要請に応じた環境関連産業などの集積を進めるとともに、環境や景観面に配慮した工業地の形成を図ります。

また、苫小牧市及び圏域一帯の防災拠点としての機能を高めるため、地震などの災害に強い港湾、ストックヤードなどの施設整備を図ります。

③ 海と親しめる工業地の形成

「港町とまこまい」として、漁港区とその周辺を中心に、港湾緑地の整備や市場関連施設等のフィッシャーマンズワーフ※的な施設、機能の整備を進め、市民はもとより来訪者も海に親しむことのできる工業地の形成を図ります。

④ 環境調和型産業の立地誘導

苫小牧東部開発新計画（平成7年）に示された「産・学・住・遊」を備える複合開発の推進に向けて、国・北海道との調整を図りながら、環境調和型産業の立地を誘導していくものとします。

※フィッシャーマンズワーフ

漁港周辺の環境を活用して、新鮮な魚介類・加工品の購入や海の幸を楽しめる飲食店などが立地したにぎわいのある空間です。

1-4 市街化調整区域の土地利用の方針

(1) 基本的な考え方

市街化調整区域においては、都市的な土地利用を抑制することを基本とします。

ただし、既に市街地が形成されている既存集落等については、周囲の自然環境や農地の保全に配慮した地域づくりを進めるとともに、地域の特性を活かした開発は自然環境の保全と調和のとれた秩序ある土地利用を誘導していくものとします。

(2) 基本方針

① 既存集落の住環境の形成

植苗・美沢、樽前などの市街化調整区域における既存集落については、住宅、福祉施設、病院、公共施設等が立地している現状を考慮して、環境と調和した生活環境基盤の整備を進めるとともに、住民の参加と協力を得ながら花と緑に囲まれた良好な住環境の形成を図ります。

また、地域の環境を活かした市民農園、交流施設などの整備によって、市民と農業者が交流できる地域づくりを進めます。

② 農地、山林などの保全

市街化調整区域内の優良な農地、良好な自然環境を形成する湖沼、河川、海浜、山林などについては、関連法規等による土地利用の規制を尊重し、都市的な土地利用については抑制を図ります。

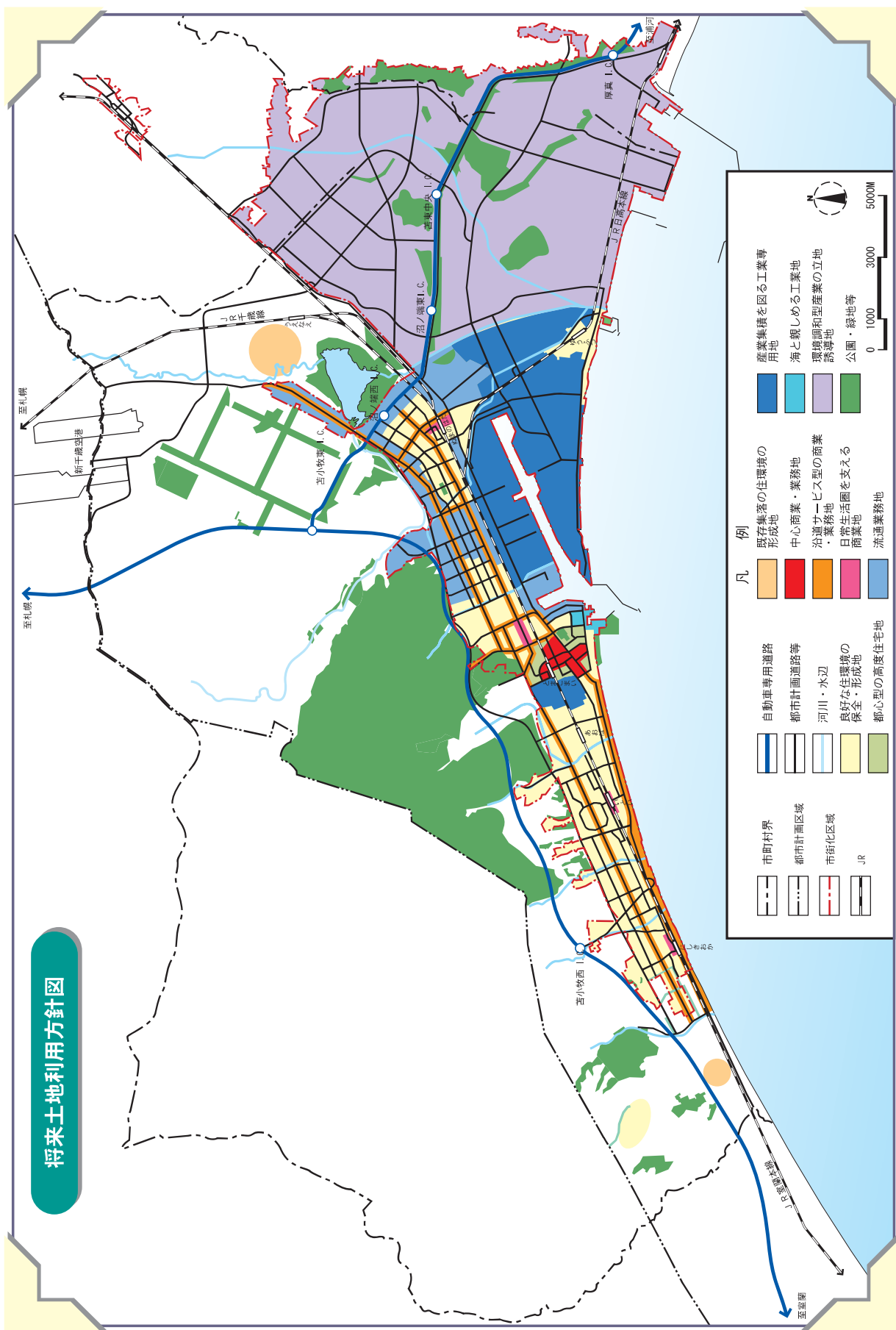
③ 自然環境の保全と調和のとれた開発

地域の特性を活かした開発は、都市及び地域における必要性、規模等を総合的に判断し、地区計画制度の活用や、開発許可制度の適切な運用により、良好な自然環境の保全と調和のとれた適切な開発を誘導します。



樽 前 山

将来土地利用方針図



2. 交通体系の整備方針

広域交通の結節点機能をより高める自動車道路網、空港、港湾の整備方針と、市民の日常生活を支える歩行者道路網、公共交通の方針を示します。

2-1 自動車道路網の整備方針

(1) 基本的な考え方

21世紀型の環境関連産業などの立地・誘導を促進し、活力ある都市として持続的に発展していくために、都市交通マスタープランに基づく将来あるべき交通体系を確立し、幹線道路網の見直し検討を行い、快適な生活環境を確保する幹線交通網の整備、交通結節点となるインターチェンジの設置など自動車道路網の形成を図ります。

整備にあたっては、自然環境や生活環境（大気汚染や騒音など）の保全、さらに都市景観にも配慮しながら、利便性が高く、かつ効率的な道路網の整備を進めます。

(2) 基本方針

① 産業立地を促進する自動車専用道路の整備

中心市街地及び港湾周辺の工業専用地と高速道路網とのアクセス性を向上させるとともに、通過交通を排除するため、苫小牧市街地中央部へのインターチェンジの設置を図ります。また、北海道縦貫自動車道路と新千歳空港とのアクセス性を向上させるために、空港と直結するインターチェンジの整備を促進します。

苫小牧東部地域の交通利便性の向上と、東胆振地域・日高地域との産業流動及び交流を促進する日高自動車道の整備促進を図ります。

② 通過交通に対応した主要幹線道路の整備

通過交通など広域的な交通流動に対応した主要幹線道路として、国道36号の機能向上を図るとともに、美沢錦岡通などのバイパス機能を有する主要幹線道路の整備を進めます。

③ 市街地内の移動の利便性、安全性、快適性の向上を図る幹線道路の整備

東西方向に広がる住宅市街地と中心市街地、及び就業地である工業地を結ぶ幹線道路の整備を進め、市街地内の移動の利便性、安全性、快適性の向上を図ります。

④ 補助幹線道路の整備

日常生活の利便性の向上を図る補助幹線道路（上記以外の都市計画道路）の整備、バリアフリー化などの改善・整備を進めます。

⑤ 災害に対応した道路の整備

地震や火山噴火などにより発生する緊急時に、円滑に緊急避難、緊急物資輸送、救助活動等に対応できる広域防災幹線道路の整備強化を図ります。

2-2 歩行者道路網の整備方針

(1) 基本的な考え方

高齢者・障がい者や子ども達など自転車を利用しない市民が、夏・冬を通して安全に安心して歩くことができる歩行空間づくり、自転車ネットワークの形成を図ります。

(2) 基本方針

① 歩行者に配慮した道路の整備

沼ノ端地区や糸井地区などの計画的に整備された歩行者専用道路網を活かして、それらとのネットワーク形成を考慮しながら、周辺住宅地の道路について歩道の設置や街路樹の育成など歩行者に配慮した整備を図ります。

また、道路の植栽や花植え、ごみ拾いなど維持管理への市民の参加・協力によって、市民に親しまれる道路となるよう目指します。

② バリアフリーに配慮した都市空間の形成

苫小牧市の顔づくり、高齢者などの都心居住の促進とあわせて、ユニバーサルデザイン[※]の視点を重視しながら、冬期間の利用にも配慮した歩道空間の確保、及び沿道の商業施設、公共施設など建築物のバリアフリー化を促進し、安心して歩いて暮らせる都市空間の形成を目指します。

③ 歩行者・自転車ネットワークの形成

平坦な地形という自転車にとって恵まれた条件を活かして、東西方向に広がった住宅地と都心部を結ぶルート、北側の丘陵地から市街地を経て海辺を結ぶ南北方向のルートなど全市的な歩行者・自転車ネットワークの形成を図ります。

このため、既存の「サイクリングロードネットワーク構想」との整合性に配慮しつつ、東西方向の海岸通、鉄道沿線、市街地と丘陵地の境界部（並行する美沢錦岡通など）や、南北方向の水と緑の軸などを活用して、住宅市街地と公園・緑地や公共施設、教育・文化施設などを結ぶ歩行者・自転車ネットワークの整備を進めます。

④ 水と緑の歩行者動線軸の形成

苫小牧市の市街地内には、樽前山麓から市街地を通して海岸に流れる幌内川、苫小牧川、小糸魚川、錦多峰川などの中小河川が多数あります。これらの緑豊かな河川空間の保全及び親水空間の形成を図るとともに、河川に平行して整備されている道路の歩道整備や河川管理用道路の活用などにより、水辺の緑と一体となった歩行者動線軸の形成を図ります。

※ユニバーサルデザイン

障害の部位や程度によってもたらされるバリア（障壁）に対処するバリアフリーの考えと異なり、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、誰もが快適に利用できるようにあらかじめ製品や生活環境などを計画することです。

2-3 公共交通の整備方針

(1) 基本的な考え方

東西に細長く市街地が形成されていることなどから、自動者に依存する割合の高い本市においては、バスや鉄道など公共交通機関の利用が少なくなっています。

しかし、高齢者・障がい者や子ども達など、交通手段を持たない市民に対する移動手段を確保するとともに、環境への負荷の少ない交通手段として公共交通は必要不可欠のものであり、既存の公共交通機関の充実はもちろんのこと、新たな公共交通のあり方についても検討します。

(2) 基本方針

① 鉄道の利便性向上

多くの市民が利用する交通結節点である駅及び周辺地区について、誰もが利用しやすいようにバリアフリー化を図るとともに、バス、タクシー等との乗り継ぎ利便性の向上を検討します。

新千歳空港とのアクセス性向上のため、ＪＲ新千歳空港線の延伸を図ります。

② バス路線網の検討

高齢者・障がい者や子ども達などの交通手段を持たない人の移動を支えるバス路線網の維持・向上を図るとともに、より利便性を高めるためのバス停の整備や路線網の再編などを検討します。

③ 新たな公共交通システムの構築

交通流の平準化、自動車の効率的利用など、自家用自動車利用者の交通行動の変更を促す交通需要マネジメント施策をもって、安全で環境に優しい移動手段への転換を促進し、円滑な交通体系の確保を図ります。

高齢者等の交通弱者をはじめとして誰もが気軽に利用でき、地域に密着した交通手段について検討を行い交通結節点を結ぶ基幹バスやそれぞれの結節点を核とした循環バスの充実などにより、効率的で利便性の高い持続可能な公共交通システムの構築を目指します。



苫小牧市営バスターミナル

2-4 空港の整備方針

(1) 基本的な考え方

新千歳空港は、国内の航空路線網の基幹空港及び国際航空ネットワーク上の地域拠点空港として、道内及び全国的にも大きな役割を果たすことが期待されています。

そのため、新千歳空港が、国内・国際航空輸送ネットワークの拠点となるよう、国際的機能の整備と充実を図ります。



千歳空港全景

(2) 基本方針

新千歳空港の地理的優位性を活かし、国際拠点空港にふさわしい空港を目指して、**空港機能の一層の強化**を関係機関に積極的に働きかけます。

また、長期的な視点から JR 新千歳空港線の苫小牧・室蘭方面への延伸、北海道縦貫自動車道と空港を直結するインターチェンジの設置など、空港機能を補完する交通体系の形成を図ります。

新千歳空港周辺地区については、空港に隣接、近接している地域特性を活かし、空港支援施設や航空機関連施設の立地を誘導し、空港の機能強化、利便性の向上を図ります。



千歳空港

2-5 港湾の整備方針

(1) 基本的な考え方

苫小牧港は、西港区が昭和38年に、東港区が昭和55年に開港し、昭和56年には特定重要港湾に指定され、国際貿易港及び国内流通港として、北海道はもとよりわが国の経済・社会・文化の発展に大きく寄与してきました。

今後とも、臨海部や背後地の企業の生産活動拡大による物流需要や多角的な開発、周辺市町及び道内各地への物資の搬入・搬出などに対応できる大規模港湾として、物流の円滑化に向けた拠点の形成や港湾機能の充実を図ります。また、海の自然や港の風情などにあふれた緑空間の整備などにより、親しみやすく、また、利用しやすい港湾空間の形成を図ります。

(2) 基本方針

広域的な物流需要に対応するため、西港区、東港区を一体的な港湾とした流通港湾の形成を図ります。

増大するコンテナ輸送や貿易構造の変化及び船舶の大型化などに対応して、わが国の中核国際港湾にふさわしい外貿**コンテナ**貨物取扱機能の拡充・強化を図るとともに、国内流通の拠点港湾として、複合一貫輸送の進展や物流需要の増大に対応するため、内貿ユニット貨物取扱機能の拡充・強化を図ります。

港湾における快適な環境の創造を図るため、港湾の特性を活かした豊かなウォーターフロントづくりを推進することとし、親水空間の形成及び地域住民等の交流などに配慮した緑地等を確保します。**また、海洋レクリエーションに対応するマリーナの充実を図ります。**

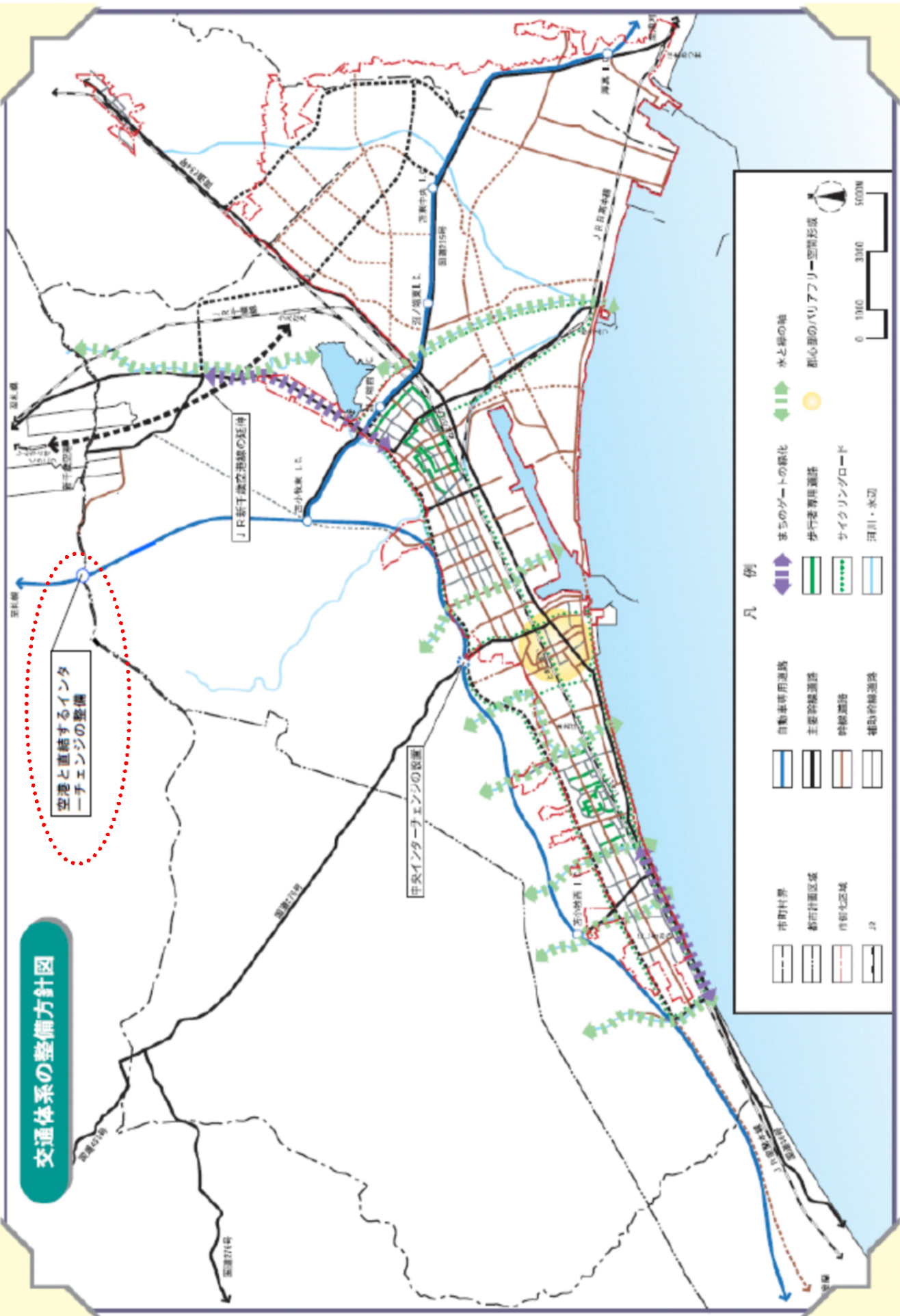
港湾と背後地域との円滑な交通を確保するため、臨海部の交通機能の向上を図ります。

大規模地震災害時において、緊急避難、緊急物資輸送の機能を確保するとともに、国際物流機能及び国内物流機能を維持するため耐震バース等の整備を図ります。



勇払マリーナ

交通体系の整備方針図



3. 水と緑の形成方針

「苦小牧市緑の基本計画（平成15年度策定）」にもとづいた緑のまちづくりの形成方針と、市街地を流れる河川など水辺空間の形成方針、「苦小牧市都市景観形成基本計画（平成10年度策定）」にもとづいた都市景観の形成方針を示します。

3-1 緑のまちづくりの形成方針

（1）基本的な考え方

「苦小牧市緑の基本計画（平成15年度策定）」にもとづき、緑のまちづくりのテーマを『樽前山・ウトナイ・太平洋を緑でつなぐまち苦小牧』とします。

苦小牧市は太平洋に面し、背後には樽前山に連なる広大な自然地域が広がっています。その自然地域からは中小河川が流れ、都市に自然の新鮮な息吹を運び込みます。带状に連坦する市街地と、市街地に近接する海と山地・丘陵地の自然、市街地を貫く河川は、苦小牧市を特徴づける要素です。この特性を活かし、市民の身近な場所で自然や緑に親しみ、その恵みを楽しむ「はしご状格子型」の緑のネットワークを形成し、市民生活に融け込む緑との共生都市を目指します。

（2）基本方針

① 緑をまもる（緑の保全）

1) シンボリックな緑の保全

苦小牧市は樽前山、北大苦小牧研究林、ウトナイ湖に代表される豊かな自然に恵まれています。これらの緑については、現行の法制度に基づき今後とも適正に保全するとともに、市民の保全意識の高揚や利用マナーの向上に資するPR、市民活動団体や関係各機関の協力・連携体制の整備等に取り組めます。

2) 丘陵地の緑の保全

市街地と樽前山との間に広がる広大な丘陵地には、自然保護地区や鳥獣保護区など現行法制度により保全されている自然地在が展開しています。市街地の背後にあるこれらの緑は、苦小牧市の環境向上や景観形成を図る上で大きな役割を果たしており、これからも保全します。

3) まちの周縁部の緑の保全と活用

市街地の北側に近接する糸井環境緑地保護地区や苦小牧市自然環境保全地区は、市民に身近な自然環境地です。市街地外縁に位置するこれらの緑の保全を図ります。

4) エコネットワークの形成と保全

苦小牧には市街地を南北に流れる河川がいくつかあります。幌内川、苦小牧川、小糸魚川、錦多峰川は市街地の緑の南北軸を構成しており、また郊外には勇払川、美々川、安平川、覚生川が流下しています。これらの河川空間は山地・丘陵地と海を結ぶエコネットワーク（自然生態系の回廊）を形成する重要な緑と位置付け、保全に努めます。

5) 海辺の保全と活用

苫小牧市は長い海岸線を持っているものの、市民意識の中では海が身近な存在とはなっていません。海浜を親しみやすい場としていくとともに、市街地と海岸を結ぶ動線の確保・整備に努めます。

② 緑をそだてる（緑の形成）

1) 緑の拠点の整備

各地区の特性に応じて、住区基幹公園・都市基幹公園※等の都市公園の整備や、「市民の森」構想など市民に身近な場所の緑の拠点化を進めます。

公園等の整備にあたっては、自然エネルギーの活用、ユニバーサルデザイン、市民参加などについて配慮します。

2) 緑の南北軸の形成

緑ヶ丘公園、市民文化公園、ふるさと海岸を結ぶ、緑の南北軸の形成を目指します。

山と海の自然をつなぐシンボリックな緑の軸として、道路空間や河川空間を活用して、市民の協力を得ながら実現に努めます。

苫小牧川については、隣接する空間と一体的に緑の南北軸の形成に努めます。

また、公園緑地や公共施設、教育・文化施設などを結ぶ緑道等の歩行者・自転車動線のネットワーク整備に努めます。

バリアフリーやユニバーサルデザインの視点を重視して、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。



緑ヶ丘公園展望台

※住区基幹公園・都市基幹公園

都市の中に緑とオープンスペースを確保する都市公園として住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）と都市基幹公園（総合公園、運動公園）などがあります。

3) 緑の東西軸の形成

苫小牧市の市街地は東西に広がっており、例えば錦岡と沼ノ端では約20kmの距離があります。この特性を念頭に道路空間の緑化、緑道整備、公共施設空間や住宅地の緑化などを進め、東西軸の緑のネットワーク形成に努めます。

特に市民に最も身近な公共空間となる道路の緑化を充実し、緑豊かなまちなみを創出します。そのためには沿道住民の協力が不可欠であり、市民・企業と行政の連携・協力体制の構築についても検討を進めます。

4) 「歓迎の緑」の形成

苫小牧市のゲート（玄関口）にあたる地点に良好な緑を形成し、訪れる人へのもてなしの気持ちをあらわします。道路のゲートとして、国道36号沿道など、海のゲートとしてはフェリーターミナルがあり、各地点の特性を考慮しつつ緑と花で彩り、苫小牧市を印象づける演出に努めます。

③ 緑と暮らす（緑の活動）

1) 緑のまちづくりの連携

緑豊かな苫小牧市の創出を目指し、市民や企業、行政が一体となって取り組むことができる連携体制を構築するとともに、総合的な観点から緑のまちづくりを進めるための行政組織や仕組みについて検討します。

また、緑の基礎調査、緑のリサイクル、緑の情報公開などについても取り組みを進めます。

2) 市民緑化の支援

市民が身近な公園等で緑のまちづくり活動を行う機会や場所を提供します。公園などの整備に際しては、市民の意見を反映しながら、地域に親しまれる個性豊かなものとなるよう努めます。そのための技術的な支援策についても検討します。

3) 緑と親しむ機会の促進

未来を担う子どもたちが体験的に緑に関する理解を深められるよう、公園を環境学習の場として活用することや、学校の緑化などを総合学習の一環として行うことなどを教育機関に働きかけながら進めます。

緑とふれあい、遊び、さらに指導するための技術習得の機会を設け、またそれを発揮するための機会として緑のボランティアの場や仕組みづくりに努めます。

より多くの人々が緑に親しめるよう既存の公園等の改修にあたってはバリアフリーを積極的に導入するとともに、新たに整備する公園等についてはバリアフリーの考え方を一歩進め、誰もが同等に施設を利用できるよう、「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づいた施設整備に配慮します。

3-2 水辺空間の形成方針

(1) 基本的な考え方

苫小牧市には、9水系の中小河川とこれに流入する多数の水路、ウトナイ湖を始めとする湿地があり、これらの河川及び湿地は樽前山麓の森林・丘陵地と市街地、海を結ぶエコネットワークを形成する重要な要素となっています。

そのため、治水上の安全を確保し、氾濫水害に対する整備や樽前山の火山砂防事業を進めるのはもちろんのこと、河川及び湿地を緑豊かな水辺空間として保全し、市街地に憩いと潤いの場を提供するとともに、道路や住宅地の緑化、歩行者系のネットワークの整備とあわせて、緑の南北軸の形成を進めます。

また、侵食が著しい胆振海岸については、人工リーフ（岩礁）や緩傾斜護岸の設置などの海岸保全施設整備とあわせて、市民に親しまれる海浜の形成を図ります。

(2) 基本方針

① 緑の南北軸のシンボルとなる苫小牧川の利活用

苫小牧川は市の中心部に位置し多くの市民に利用され関心も高いことから、緑の南北軸を形成するシンボリックな河川として、市民の協力を得ながら緑化などを進め、潤いのある水辺環境の維持と利活用を図ります。

② 緑の南北軸を構成する河川空間の形成

明野川、幌内川、小糸魚川、錦多峰川など、樽前山麓の森林・丘陵地から市街地を経て海を結ぶ緑の南北軸を構成する河川について、河川敷の緑化や散策路の整備などにより、水と緑に親しめる空間の形成を図ります。

小糸魚川周辺は都市化が進み、環境に配慮した親水空間の形成や河川敷の利用等による、潤いのある都市環境の形成に向けた検討をします。

③ 自然環境に配慮した河川及び湿地の保全・整備

苫小牧市の東側の自然豊かな地域を流れる勇払川、美々川などの河川とウトナイ湖などの湿地について、自然環境に配慮した河川及び湿地の保全・整備を進め、良好な水辺空間の形成を図ります。

美々川については、ウトナイ湖周辺の環境の保全と再生を担う重要な河川として、北海道と連携をとりながら、美々川環境保全事業を進めていきます。

④ 防災性を高める河川・海岸の整備

苫小牧市のシンボル樽前山は活火山であることから、樽前山火山災害総合対策にもとづいて、国と協議しながら覚生川及び樽前川の治水対策、環境整備を進めます。

また、海岸侵食が著しい胆振海岸においては、人工リーフ（岩礁）や緩傾斜護岸の整備を進めるとともに、市民に親しまれる海辺となるような水辺空間の形成を図ります。

3-3 都市景観の形成方針

(1) 基本的な考え方

「苫小牧市都市景観形成基本計画（平成 10 年度策定）」において定められた、愛着の育つ都市景観の形成と都市の持続的な成熟・発展、都市景観形成による都市環境の質的な充足、都市景観と都市整備の相互補完的な推進といった基本理念をもとに、『樽前山の空と太平洋に映える、いきいきとした都市景観をつくる』という基本目標の実現に努めます。

また、平成 16 年に景観法が制定されたことから、景観を都市計画の重要な要素として位置づけ、景観行政団体への移行に努め、景観形成の取組みを推進します。

(2) 基本方針

① 歴史、文化、自然を活かした都市景観を大事にする

苫小牧市の歴史、文化、諸活動の場となる「個性的な地区」と親しみやすい、うれしいのあるシンボル景観を大事にします。

都市活動、歴史文化、自然を「身近に体験、体感できる都市空間」となるような都市景観を大事にします。

先人の活動や史跡、歴史的眺望点を発掘し、「息づいている都市空間」となるような都市景観を大事にします。

市街地の豊かな「自然景観資源やその他の眺望点」となるような都市景観を大事にします。

② 市民、事業者、公共が主体となった景観形成

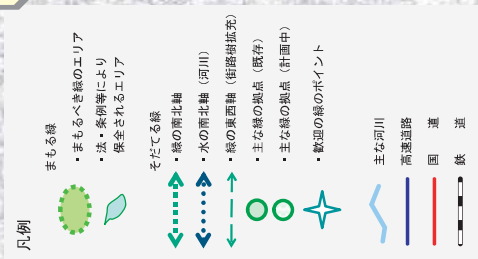
都市景観は市民共有の社会的財産であり、私的なものや、非物的なものも含まれています。都市景観の形成においては、市民、事業者、公共のすべてがその主体となります。市民は身近な立場に関わり、事業者は市民と一体となって関わり、公共は先駆性をもって理念を具体化することが重要です。

③ 保護、保全、活用、創造の体系にもとづいた景観形成

都市景観の形成は、道路、公園、公共建築物などの公的空間と、庭、玄関まわり、外壁、屋根など私的な空間と公的な空間の間にある半公的空間（中間領域）を対象とします。

都市景観の形成方策としては、形成の内容、水準に応じて、保護（保護：自然のまま保護する、管理：一定の管理をする）、保全（強調：よい部分を強調する、撤去：悪い部分を取り除く、隠ぺい：悪い部分を隠す）、活用（修復：元の状態に修復する、交換：よりよいものに交換する）、創造（付加：部分的に付け加える、創造：全体を新たに作る）といった体系にもとづき適切に図るものとします。

図像の将来の緑



市民の森構想

4. その他の都市施設の整備方針

市民生活を支える基礎的な都市施設として、上水道、下水道、ごみ処理施設等、公営住宅の整備方針を示します。

4-1 上水道の整備方針

(1) 基本的な考え方

飲料水をはじめとする生活用水の安定的な供給は、市民の生活を支える基本的な条件といえます。将来の水需要を勘案しながら、計画的で効率的な水道施設の整備を進めるとともに、水源地域の環境保全に努め、良質な水の安定供給に努めます。

(2) 基本方針

「苦小牧市水道ビジョン」における2つの基本理念“持続可能な水道”と“災害に強い水道”を実現するため、老朽施設の更新及び水道施設の耐震化を推進していきます。

「水道水源の保護に関する指導要綱」に基づく水源地域の環境保全に努めるとともに、水源水質の監視強化と定期検査により、水質、水量の保全と維持に努めます。

さらに、苦小牧市のおいしい水を守るためには、樽前山麓の森林の保全・育成が不可欠であるとの認識を高めるために、市民の啓蒙、啓発の促進に努めます。

43

4-2 下水道の整備方針

(1) 基本的な考え方

苦小牧市の下水道は市街地のほぼ全域に普及し、平成21年度末現在、人口普及率98.8%と全国でも高い水準にあり、今後とも快適な生活環境を確保するため、公共水域の水質保全や、雨水対策、また、老朽施設の計画的な更新、資源の有効利用を進め、持続可能な下水道の確保に努めます。

(2) 基本方針

合流式下水道の水質改善と総合的雨水対策を進め、市民の安全・安心と、良好な水環境の創出に努めます。

一方、管路、処理場の老朽施設について、計画的かつ効率的な改築・更新計画を確立し、機能の確保に努めます。

また、汚泥などの下水道資源の有効活用を図り、汚泥の減量化及び再利用に努めます。

4-3 ごみ処理施設等の整備方針

(1) 基本的な考え方

廃棄物を適正かつ効果的に処理するとともに、資源リサイクルを基本とした廃棄物循環型社会の構築を目指していきます。

(2) 基本方針

「苫小牧市一般廃棄物処理基本計画（平成 22 年 3 月）」及び「苫小牧市資源物分別拡大基本計画書（平成 19 年 3 月）」の基本方針に基づき、沼ノ端クリーンセンターを中心に、廃棄物の適正かつ効果的な処理を進め、さらに、老朽化した糸井清掃センターのあり方についての検討を行いながら、循環型社会の構築を目指して廃棄物の減量化と資源の再利用を推進していきます。

また、リサイクル事業の推進拠点として、リサイクルプラザ苫小牧の充実を図り、市民の利用促進とごみ減量化への意識啓発を図ります。



沼ノ端クリーンセンター

4-4 公営住宅の整備方針

(1) 基本的な考え方

市営住宅、道営住宅、UR 賃貸住宅、雇用促進住宅など公共賃貸住宅の有効活用に向けて、少子高齢化の進展や世帯動向の変化に対応しながら、誰もが安全快適に暮らせる住宅の供給を目指します。

整備にあたっては、「住生活基本計画（平成 21 年 3 月）」、及び「苫小牧市営住宅長寿命化計画（平成 23 年 3 月）」の基本方針に基づき計画的に行います。

(2) 基本方針

将来の住宅需要や公営住宅に求められる役割に応じた適切な住宅供給を図るために、計画的な建替・修繕等による合理的かつ効率的な公営住宅の活用を進めます。

高齢化社会に対応した高齢者が安心して暮らせる住宅づくり、誰もが安心して暮らせる住宅づくりに向けた、住宅の修繕・改善の取り組みを強化します。

地域コミュニティ形成の核となるよう、居住環境の整備によってまちづくりへの寄与を図ります。

5. 都市防災の方針

(1) 基本的な考え方

市民の生命及び財産を災害から守るため、火山災害、地震災害、風水害等に対する防災対策、災害時要援護者の安全確保、防災情報ネットワークの機能整備・強化を進めるとともに、防災拠点となる病院や公園等の施設整備を図ることによって災害に強い都市をつくり、市民の安全・安心な生活を守ります。

(2) 基本方針

① 震災対策

災害が発生しても被害を最小限にとどめるために、都市計画のうえでも防災の視点に配慮し、普段から災害に強い都市整備を実施します。

このため、道路の整備、公園・広場等のオープンスペースの確保、住宅密集地域の基盤整備、建築物の不燃化・耐震化を進めるとともに、上下水道、電気、電話施設等のライフライン施設の整備、河川・海岸施設、港湾施設の整備、公共施設等を活用した避難所、避難場所の確保・整備などを図ります。

② 風水害等対策

浸水等の水害被害を防止するために、河川・水路等の改修・整備、公共下水道（雨水）及び都市下水路などの各事業、整備を推進し、総合的な治水対策を進めます。そのために、市内河川及び海岸等の危険箇所の調査把握に努めます。

また、市域には防災関係法令指定地として土石流危険渓流区域があることから、土砂災害を防止する施設の計画的な整備を促進します。

③ 火山災害対策

樽前山の噴火によって発生する避難活動を円滑に進めるため、避難広報、避難経路、避難手段、避難所、災害弱者に関する具体的対策や近隣市町等の広域的な連携を地域防災計画及び樽前山防災計画に基づき進めます。また、国、北海道等の関係機関、及び大学などの研究機関と連携し、火山活動に対する警戒、監視を行うとともに、観測機器、広域防災幹線道路等の整備充実を図ります。

④ 防災力の向上

地域の防災力の向上のために、防災関係機関・研究機関・専門家との連携を進めるとともに、情報の収集・連絡体制、及び通信機器の整備（防災無線の整備）、自主防災組織に対する研修会の開催や出前講座等を通じて、市民一人ひとりの防災意識の向上などを図ります。

また、地域に応じた避難体制や被災時の応援体制、ボランティアの活用体制などの確立、及び救援、救護対策の実施体制の確立など、実践的な緊急時対策を強化します。